



## 一般質問通告書

令和 8 年第 3 回定例会において、下記の事項について一般質問を行いたいの  
で会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により通告します。

令和 8 年 8 月 1 7 日

議員氏名 近澤 美佳子  
会 派 名 日本保守党



海津市議会議長 様

受領番号 第 | 号

受領日時 令和 8 年 8 月 18 日 11:30

要 旨 1 市民の可処分所得減少に伴う生活防衛と、本市における財源・人員  
配分の適正化について

質問相手 市長 教育長

要 旨 2 本市における歴史・伝統及び皇室に関する教育の充実について

質問相手 市長 教育長

## 質 問 内 容

1 市民の可処分所得減少に伴う生活防衛と、本市における財源・人員配分の適  
正化について

私は、本市の未来を担う市民の皆様が、日々の生活に安心と希望を持ち、等しく義務を果たし、公平な地域社会の恩恵を享受できる海津市でありたいと切に願っております。しかし、近年の物価高騰に加え、社会保険料や税負担の増加などにより、市民生活を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。本市の人口減少も続く一方、高齢化は着実に進んでいますが、行政には、限られた財源と人材を最大限有効に活用し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進める責任があると思います。

そこでお伺いします。

### ① 現役世代の生活防衛について

本年も社会保険料などの負担が増加し、市民の可処分所得は減少傾向にあります。市民の皆様、とりわけ現役世代や子育て世代、若い世代からは、「毎日真面目に働いても手元に残らない」「生活に余裕がなく将来に希望が持てない」「子供を持ちたいが経済的に踏み切れない」そのような切実な声を多く耳にしております。

こうした状況を、本市としてどのように認識しているのかお伺いします。また、市独自で生活負担軽減や可処分所得向上につながる施策について、今後どのように取り組むお考えか教えてください。

② 市独自事業の費用対効果について

今回、市独自の子育て支援事業について担当課より説明を受けました。出産応援給付金、子育て応援給付金、一時預かりクーポン、不妊検査助成など、多くの事業が実施されています。市民のための支援は重要ですが、一方で行政には「その事業が本当に目的を達成しているのか。」「期待した成果が得られているのか。」を検証する責任もあります。

市独自事業について、制度設計の目的や期待する成果をどのように設定しているのか。また、毎年度実施している行政評価においては、事業の実施状況だけでなく、政策目的がどの程度達成されたのかをどのような指標で検証し、翌年度の事業改善へ反映しているのか伺います。

③ 日本語指導体制について

現在、市内では約50名の外国籍児童生徒がおり、そのうち31名が日本語指導を必要としているとのことでした。また、日本語指導員2名は県費による正規職員であり、市内7校を巡回して指導していることも確認しました。教育を受ける権利を保障することは大切です。その一方で、限られた教育資源をどのように配分していくかについても、市として継続的に検証する必要があります。

現在の支援体制について、県の制度により正規職員が配置されておりますが、市として現在の支援体制をどのように評価していますか。また、外国籍児童生徒数の推移を踏まえ、今後も県とどのように連携しながら必要な支援体制を検討していくお考えか教えてください。

④ 行政運営における費用対効果について

行政には新しい制度を始めること以上に、「検討する仕組み」が必要です。限られた財源を最大限有効活用するため、新規事業や人員配置を決定する際、どのような評価基準で費用対効果を判断しているのでしょうか。また、開始後にはどのような検証を行い、必要に応じて事業を見直しているのでしょうか。市のお考えを教えてください。

2 本市における歴史・伝統及び皇室に関する教育の充実について

日本には、長い歴史の中で形成され、今日まで受け継がれてきた文化、伝統、そして皇室・皇統があります。また、天皇は、我が国の長い歴史の中で存在して

きたとともに、現在の日本国憲法においても「日本国及び日本国民統合の象徴」と位置付けられています。

令和 8 年 7 月 17 日には、「皇室典範等の一部を改正する法律」が成立し、同月 24 日に公布されました。皇位継承や皇室の在り方については、今後も国民的な議論が続いていくことが考えられます。

こうした議論に国民一人ひとりが向き合うためには、まず、私たちの国の歴史や文化、伝統、そして現在の憲法における天皇の位置付けなどについて、基本的な知識を身につけていることが重要であると考えます。

そこで、本市の学校教育において、子供たちが我が国の歴史や伝統、皇室について現在どのように学んでいるのかを確認するとともに、今後さらに学ぶ機会を充実させることについてお伺いいたします。

#### ① 学校教育における現在の学習内容について

文部科学省の学習指導要領では、我が国の歴史や文化、伝統を学ぶこととされ、中学校の公民の授業でも日本国憲法の基本原則とともに、象徴としての天皇の地位や国事行為について理解することが示されています。

本市の小中学校においては、歴史や公民の学習の中で、天皇・皇室に関する内容を、どの学年、どの教科・単元で、どのように学んでいますか。

その上で、こうした学習を通じて、児童生徒が日本の歴史や文化・伝統と、その中で受け継がれてきた皇室について理解する機会が十分に確保されていると認識はされていますか。

また、現在の学習指導要領に基づく教育を基本としながら、児童生徒が日本の歴史や伝統についてより深く学び、自ら考える機会を充実させるお考えがあるのか、見解をお尋ねいたします。

#### ② 教員の研修及び教材・資料について

歴史や文化、伝統、皇室について学ぶ際には、児童生徒の発達段階に応じて、歴史的事実や現在の憲法上の位置付けなどを正確に学ぶことが重要です。そのためには、教員自身が必要な知識や資料を得られる環境を整えることも重要であると考えます。

そこで、本市では、これらの内容を指導する教員に対して、研修や教材・資料の提供、活用について、現在どのような取り組みを行なっているのか教えてください。

また、今後、児童生徒がより深く学ぶため、教員研修や教材などをさらに充実させるお考えがあるのかお尋ねいたします。

#### ③ 社会教育における学ぶ機会について

学校教育だけでなく、市民一人ひとりが我が国について理解を深めるため

に学ぶ機会を持つことも重要と考えます。また、皇室の在り方や皇位継承について今後も議論が続く中、その前提として、正しい知識を得る機会があることも重要です。

そこで、市内の図書館などにおいて、日本の歴史・文化・伝統や皇室に関する図書、資料、講座、展示などが現在どのように提供されているのか、お伺いいたします。

また、今後、子供から大人まで、市民がこうしたテーマについて学び、自ら考えることのできる機会をさらに充実させるお考えあるのか教えてください。